



安芸広域市町村圏事務組合告示第2号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合徴収者として下記のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

安芸広域市町村圏事務組合
管理者 横山 幾夫



記

1 委託の範囲

安芸広域市町村圏事務組合ごみ処理施設の一般廃棄物処理手数料徴収業務

2 委託者及び委託開始日

事業者名	JFE環境サービス株式会社
所在地	神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地
委託する期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで